

中小企業等専門家派遣事業専門家登録要領

(目的)

第1条 公益財団法人静岡県産業振興財団（以下、「産業財団」という。）が実施する中小企業等専門家派遣事業において、派遣する専門家に関する事項を定め、中小企業等専門家派遣事業実施要領（以下、「実施要領」という。）を補完するものとする。

(専門家の登録)

第2条 専門家として登録する者は、産業財団に様式1（専門家登録申請書）を提出しなければならない。

2 産業財団は、様式1を受け取り後、専門家との面談において専門的知識や指導状況等について聞き取り調査を行い、次の（1）から（4）のいずれかを専門家登録要件とし、理事長が適当であると認めた者に対して、様式2（専門家登録通知）により、登録の上通知する。

（1）中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、技術士、その他専門的資格を有する者

（2）会社等の管理者又は技術者等として10年以上の実務経験を有する者

（3）経営診断、販路開拓、商品開発等の中小企業者等支援に3年以上の経験を有する者

（4）技能等に関する指導・教育機関に所属し、指導、教育、研究に5年以上の経験を有する者

3 専門家の登録期間は1年以内とし、産業財団は登録専門家に対し、毎年度末に登録更新の意思確認を行い、登録更新を行うことができるものとする。

(専門家の登録取消)

第3条 産業財団は、専門家が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、様式3（専門家取消通知）にて、その登録を取り消しすることができる。また、登録取り消し日から産業財団が別に定める期間（最大5年間）を経過するまで再登録は認めない。

（1）登録内容や報告内容に虚偽があることが判明した場合

（2）別紙2に定める宣誓書に反する行為が認められた場合

（3）実施要領第13条に定めるサービスに対し、著しく違反があると理事長が判断した場合

（4）実施要領第15条に定める事後評価等により、専門家として不適当と理事長が判断した場合

2 産業財団は、専門家が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、通知を行わず、その登録を取り消しすることができる。なお、再登録において制限は設けない。

（1）連絡がとれなくなった場合

（2）5年度にわたり、派遣実績が無い場合

(その他)

第4条 この要領の定めのない事項については、その都度協議し決定する。

付 則

この要領は、令和4年4月27日より施行する。

この要領を一部改正し、令和5年10月27日より施行する。

この要領を一部改正し、令和7年4月1日より施行する。

登録分野	<input type="checkbox"/> 技術	<input type="checkbox"/> 経営	<input type="checkbox"/> 情報化	<input type="checkbox"/> デザイン
助言専門分野				
<input type="checkbox"/> 経営全般	<input type="checkbox"/> 工場管理	<input type="checkbox"/> 製品開発	<input type="checkbox"/> 技術開発	
<input type="checkbox"/> 技術指導	<input type="checkbox"/> ISO 認証取得支援	<input type="checkbox"/> 情報化支援	<input type="checkbox"/> 事業再構築	
<input type="checkbox"/> 創業支援	<input type="checkbox"/> 新分野進出	<input type="checkbox"/> 海外取引	<input type="checkbox"/> 株式公開	
<input type="checkbox"/> 商業経営	<input type="checkbox"/> エネルギー	<input type="checkbox"/> 環境対応	<input type="checkbox"/> デザイン	
<input type="checkbox"/> 知的財産権	<input type="checkbox"/> その他 ()			
主要助言項目				
<input type="checkbox"/> 経営企画	<input type="checkbox"/> ビジネスプラン	<input type="checkbox"/> 財務管理	<input type="checkbox"/> 資金計画	
<input type="checkbox"/> 労務管理	<input type="checkbox"/> 販売管理	<input type="checkbox"/> 受注計画	<input type="checkbox"/> マーケティング	
<input type="checkbox"/> 販路開拓	<input type="checkbox"/> 営業企画	<input type="checkbox"/> 生産管理	<input type="checkbox"/> 原価管理	
<input type="checkbox"/> 外注管理	<input type="checkbox"/> 購買管理	<input type="checkbox"/> 品質簡易 R	<input type="checkbox"/> ISO9001	
<input type="checkbox"/> ISO14001	<input type="checkbox"/> 設計管理	<input type="checkbox"/> 設備計画	<input type="checkbox"/> 加工技術	
<input type="checkbox"/> TPM・5S	<input type="checkbox"/> コスト改善	<input type="checkbox"/> 物流効率化	<input type="checkbox"/> 環境管理・保全	
<input type="checkbox"/> CAD/CAM	<input type="checkbox"/> コンピュータ導入指導	<input type="checkbox"/> インターネット活用	<input type="checkbox"/> ITによる業務効率化	
<input type="checkbox"/> 情報化戦略	<input type="checkbox"/> リサイクル関連	<input type="checkbox"/> 省エネルギー	<input type="checkbox"/> 新エネルギー	
<input type="checkbox"/> 計測・分析	<input type="checkbox"/> 店舗計画	<input type="checkbox"/> 生産委託	<input type="checkbox"/> 海外進出	
<input type="checkbox"/> 貿易実務	<input type="checkbox"/> 人材教育	<input type="checkbox"/> 会社設立	<input type="checkbox"/> M&A・アライアンス	
<input type="checkbox"/> デザイン (分野:)	<input type="checkbox"/> その他 ()			
得意とする助言等 ※記入枠は拡大せず、事業者能提供できる助言等の内容がわかるようにご記入ください				
助言等項目 1	テーマ名: _____			
助言等項目 2	テーマ名: _____			
助言等項目 3	テーマ名: _____			
助言等項目 4	テーマ名: _____			
助言等項目 5	テーマ名: _____			

(別紙1)

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

私は、次の1の各号のいずれかに該当し、若しくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、又は1に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴産業財団への申込みが拒絶され、又は、申込みに基づく決定が取り消されても異議を申しません。

また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

1 貴産業財団との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員等（暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - ア 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
 - エ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - オ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

2 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴財団の信用を棄損し、又は貴産業財団の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 上記に関して不法行為があった場合は法的措置(民事・刑事)を講じられても構いません。

(別紙2)

宣 誓 書

私は、中小企業者等に対する専門家として登録し、活動するにあたっては、次の事項を遵守し、信義に従い誠実にその努めを遂行するものであることを宣誓いたします。

第1条 専門家として、中小企業者等に対する助言等の実施に伴って知り得た機密に関しては、これを漏洩し、又は他に流用しないものとします。

ただし、次に掲げる情報は、機密には含まれないものとします。

- 一 本宣誓時に、既に公知であった情報
- 二 相談を行う際に、既に公知であった情報
- 三 相談の依頼者からの要請を受けて、第三者を紹介し、又は問合せを行う場合の当該依頼者の名称及び代表者の氏名並びに当該者が公開することを同意した範囲内の事業概要
- 四 本宣誓後に、私の責に帰すべき事由によることなく、公知となった情報
- 五 本宣誓後に、適法に開示された依頼者等に関する情報

第2条 第1条の規定に違反して、公益財団法人静岡県産業振興財団、他の専門家、相談を受ける依頼者が損害を被ったときは、その損害について賠償する責を負います。

第3条 第1及び2条は、専門家としての登録が取り消された後においても、なお効力を有するものとします。

第4条 専門家として活動中の事故及び災害等について、公益財団法人静岡県産業振興財団が損害賠償等の責を負わないことに同意します。

(様式2)

年 月 日

専門家登録通知

(専門家氏名) 様

公益財団法人静岡県産業振興財団
理 事 長

専門家派遣事業に係る貴殿の専門家登録申請について承認し、下記のとおり専門家登録いたしました。

記

1. 登録番号

(様式3)

年 月 日

専門家登録取消通知

(専門家氏名) 様

公益財団法人静岡県産業振興財団
理 事 長

専門家派遣事業に係る貴殿の専門家登録（登録No. ）について、専門家派遣事業登録要領第3条第1項に基づき、その登録を取り消します。

また、本日時点で助言等業務実施依頼書に基づき、貴殿が助言等支援を継続している事業者に対しても、派遣（支援）終了とします。なお、事業者に対しては、産業財団より、その旨を別途通知します。

記

1. 取消期間 令和 年 月 日 まで
(取消日より 年間)

2. 取消理由